

協定項目番号	14	組織機構の取扱い
<p>職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める。</p> <p>既存の支所・出張所は現行を引き継ぎ、支所の機能は釧路市の制度に統合する。</p> <p>3町の本庁を（仮称）総合行政センターとし、以下、ア～サの業務を行う。</p> <p>ア 行政管理部門（総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務（期日前投票・不在者投票）、本庁との連絡調整）</p> <p>イ 地域政策部門（地域振興、活性化対策）</p> <p>ウ 施設管理部門（道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等）</p> <p>エ 戸籍住民部門</p> <p>オ 保健福祉、保険年金（国保、介護、国民年金）部門</p> <p>カ 税務部門（申告、納税、税務証明）</p> <p>キ 産業部門（産業全般、家畜の防疫）</p> <p>ク 環境衛生部門（ごみ、し尿、火葬場、墓地）</p> <p>ケ 民生・福祉部門（生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育）</p> <p>コ 教育部門（入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等）</p> <p>サ 防災・災害対策部門（行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等）</p> <p>なお、（仮称）総合行政センターの総括責任者（長）は、部長職以上とする。</p> <p>また、常備消防は釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する3町の組織を統合し、職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画の策定を行う。</p>		